



2020年7月9日

## 生活支援のお知らせ

**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**は従業員がもらえる給付金です。

●対象者は新型コロナ影響で仕事が休みとなり、会社から休業中に給与支払いを受けることができなかった中小企業の従業員。

●対象となる期間は **2020年4月1日~9月30日までの間の休業**

●休業前給与の80%が支給される予定（上限は月額33万円）

ただし、対象者は中小企業のみで大企業は対象外。

●雇用保険加入者のみでなく、働く時間が短いパート・アルバイトも対象となる予定です。

●会社からの申請ではなく、従業員ご自身で申請する必要があります。

### 新型コロナ対応休業支援金の対象は中小企業の従業員

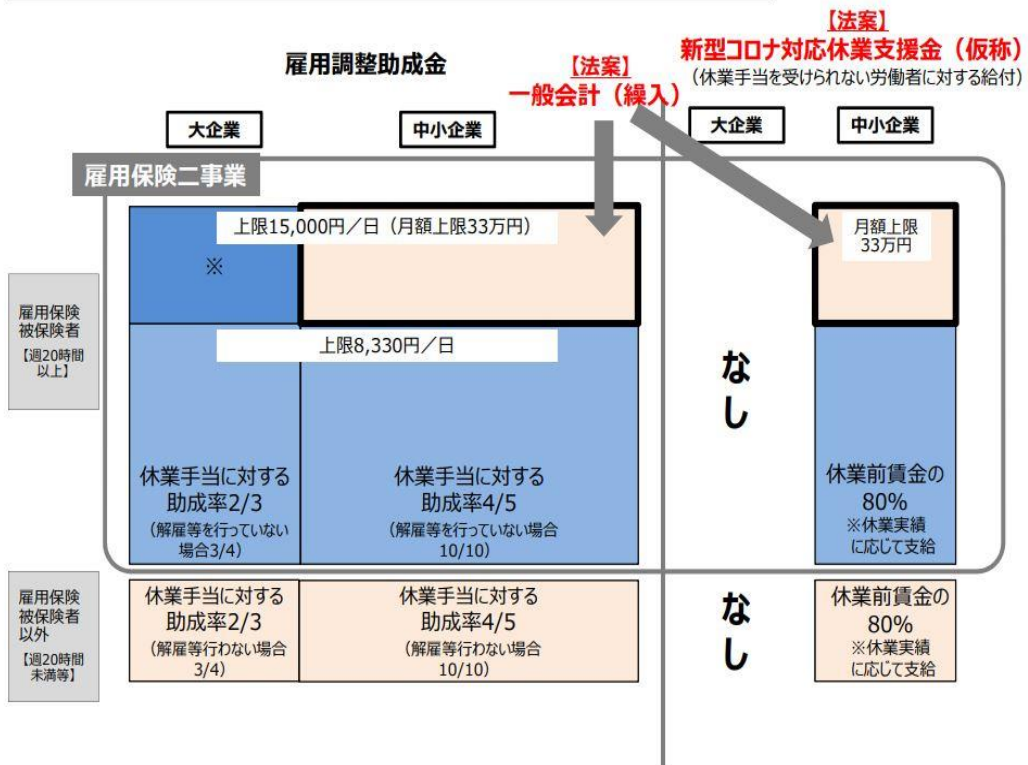
業種	従業員数	資本金
小売業（飲食店も含む）	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の事業	300人以下	3億円以下



## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の概要

### 雇用調整助成金の拡充と新たな個人給付制度の創設について

4月1日から9月30日（令和2年度第2次補正予算案に所要額を計上予定）



2020年7月7日厚生労働省より、詳しい詳細が公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>